

全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険主
管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設立準
備委員会事務局長会議資料（特別徴収関係）

平成18年12月4日

保険局総務課老人医療企画室
保険局国民健康保険課
老健局介護保険課

目次

介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収について(案)

保険料(税)の特別徴収(案) ~ 図解資料 ~

介護・国保・後期高齢者保険料(税)の特別徴収(事務処理素案)

年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書(案)

特別徴収に関するQ & A

介護、国保、後期高齢における 保険料(税)の特別徴収について (案)

* 現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更があり得るものである。

介護保険課・国民健康保険課・高齢者医療制度施行準備室

目次

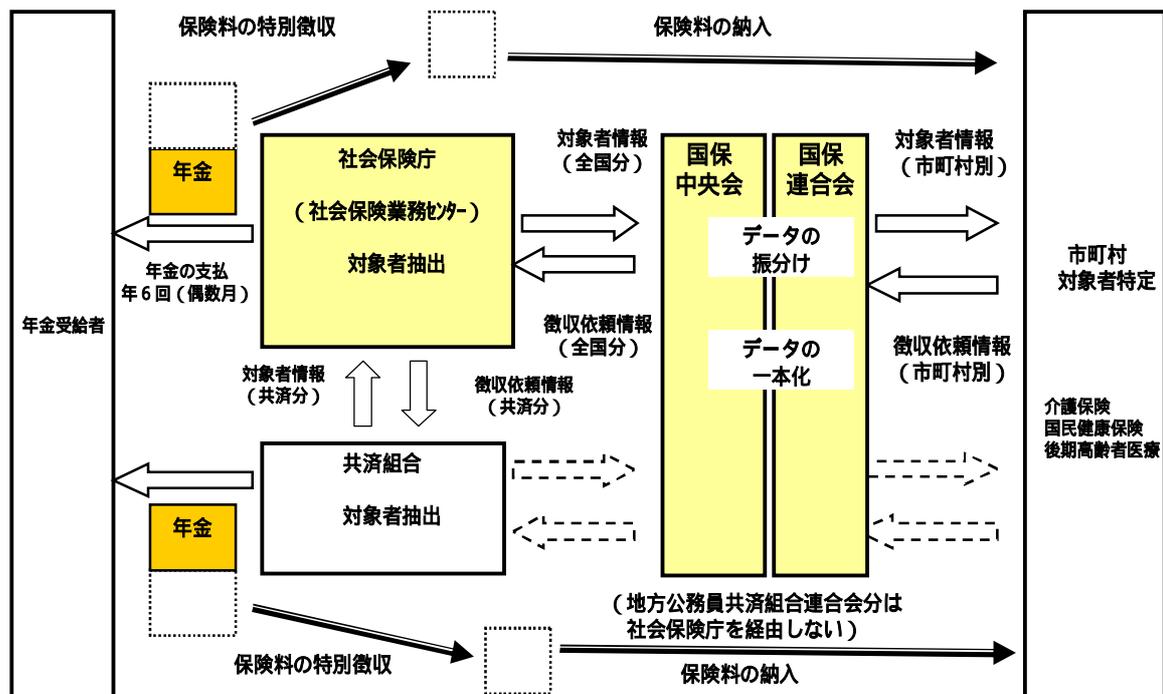
特別徴収についての市町村事務の流れについて（概要）	2
I. 特別徴収の対象者（特別徴収対象被保険者）	3
II. 特別徴収の対象とする年金	4
III. 特別徴収・年次処理	7
IV. 特別徴収・月次処理	9
V. 特別徴収・制度導入時	10
VI. 特別徴収・特別徴収結果	11
VII. 特別徴収・市町村からの通知	12
（参考）	
・75歳到達時における国保特別徴収事務処理等について	15

介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収について

特別徴収についての市町村事務の流れについて（概要）

1. 年金保険者から経由機関（国保中央会、国保連合会）を通じ、65歳以上で年額18万円以上の年金を受給している者のデータが各市町村へ送付される。
2. 各市町村では、介護、国保及び後期高齢のそれぞれの管理する被保険者データと年金保険者からのデータを突合させ、データが合致した者を特別徴収対象者候補として抽出する。なお、国保においては、別途、世帯構成についての判定を行う必要がある。
3. 特別徴収対象者候補について、それぞれ保険料(税)の徴収額（年金支払時に特別徴収する金額）を算定する。
4. 介護と国保、又は介護と後期高齢の保険料(税)の合算額が、年金額の1/2を超えないかどうかのチェックをする。
5. 4.のチェックにおいて1/2を超えない者を特別徴収対象者として決定し、特別徴収対象者情報を作成の上、経由機関（国保連合会、国保中央会）を通じ、年金保険者に通知する。

保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ(図)案



・特別徴収の対象者（特別徴収対象被保険者）

1．介護保険

65歳以上の第一号被保険者であって、年額18万円以上の年金を受給している者を特別徴収の対象者とする。

2．国民健康保険

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、年額18万円以上の年金を受給している者を特別徴収の対象者とする。

ただし、介護保険料と国保保険料(税)の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は、国保においては特別徴収の対象者としない。

国民健康保険組合の組合員については、特別徴収の対象としない。

3．後期高齢者医療制度

75歳以上の被保険者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の被保険者のうち、年額18万円以上の年金を受給している者を特別徴収の対象者とする。

ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は、後期高齢者医療においては特別徴収の対象者としない。

（備考）

年金受給額の1/2超過や国保の世帯構成などの判定は、市町村の関係部局が行うものとする。

1/2超過に該当し、国保保険料(税)、後期高齢者医療保険料の特別徴収を行わない者についても、介護保険料については、現行どおり特別徴収を実施する。

・特別徴収の対象とする年金

1. 特別徴収の対象とする年金の範囲

特別徴収の対象とする年金は、老齢退職年金、障害年金及び遺族年金とする。

また、具体的な年金種別は以下のとおりとする。

(受給額が年額18万円以上、以下同様)

(1) 社会保険庁が支給する年金

老齢基礎年金
国年老齢・通算老齢年金
厚年老齢・通算老齢・特例老齢年金
船保老齢・通算老齢年金
退職減額・通算退職年金(三共済)
障害基礎年金
障害厚生年金
船保職務上障害年金
国年障害年金
厚年障害年金
船保障害年金
遺族共済年金(三共済)
障害年金(三共済)
遺族基礎年金
遺族厚生年金
船保職務上遺族年金
厚年遺族・寡婦・通算遺族年金
船保遺族年金
遺族共済年金
遺族・通算遺族年金

(2) 国家公務員共済組合連合会、日本私学振興・共済事業団、地方公務員共済組合連合会が支給する年金

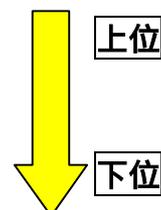
退職・減額退職・通算退職年金
障害共済年金
障害年金
遺族共済年金
遺族・通算遺族年金

2. 複数年金を受給している場合の優先順位

複数年金を受給している者にかかる特別徴収の優先順位については、【年金保険者による優先】を第1順位、【年金種別による優先】を第2順位とするものとし、具体的には以下のとおりとする。

(1) 【年金保険者による優先】

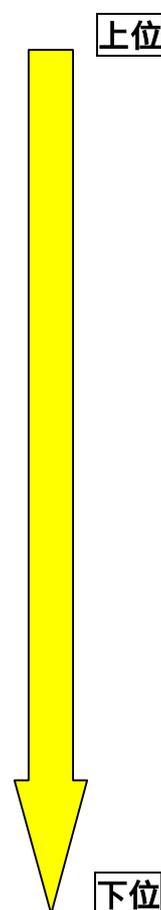
1. 社会保険庁
2. 国家公務員共済組合連合会
3. 日本私学振興・共済事業団
4. 地方公務員共済組合連合会



(2) 【年金種別による優先順位】

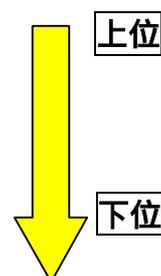
社会保険庁が支給する年金の優先順位

- ・ 社会保険庁 老齢基礎年金
- ・ 国年老齢・通算老齢年金
- ・ 厚年老齢・通算老齢・特例老齢年金
- ・ 船保老齢・通算老齢年金
- ・ 退職減額・通算退職年金（三共済）
- ・ 障害基礎年金
- ・ 障害厚生年金
- ・ 船保職務上障害年金
- ・ 国年障害年金
- ・ 厚年障害年金
- ・ 船保障害年金
- ・ 遺族共済年金（三共済）
- ・ 障害年金（三共済）
- ・ 遺族基礎年金
- ・ 遺族厚生年金
- ・ 船保職務上遺族年金
- ・ 厚年遺族・寡婦・通算遺族年金
- ・ 船保遺族年金
- ・ 遺族共済年金
- ・ 遺族・通算遺族年金



各共済が支給する年金の優先順位

- ・ 各共済 退職・減額退職・通算退職年金
- ・ 障害共済年金
- ・ 障害年金
- ・ 遺族共済年金
- ・ 遺族・通算遺族年金



3. 優先順位の判定方法

< 事務処理の流れ >

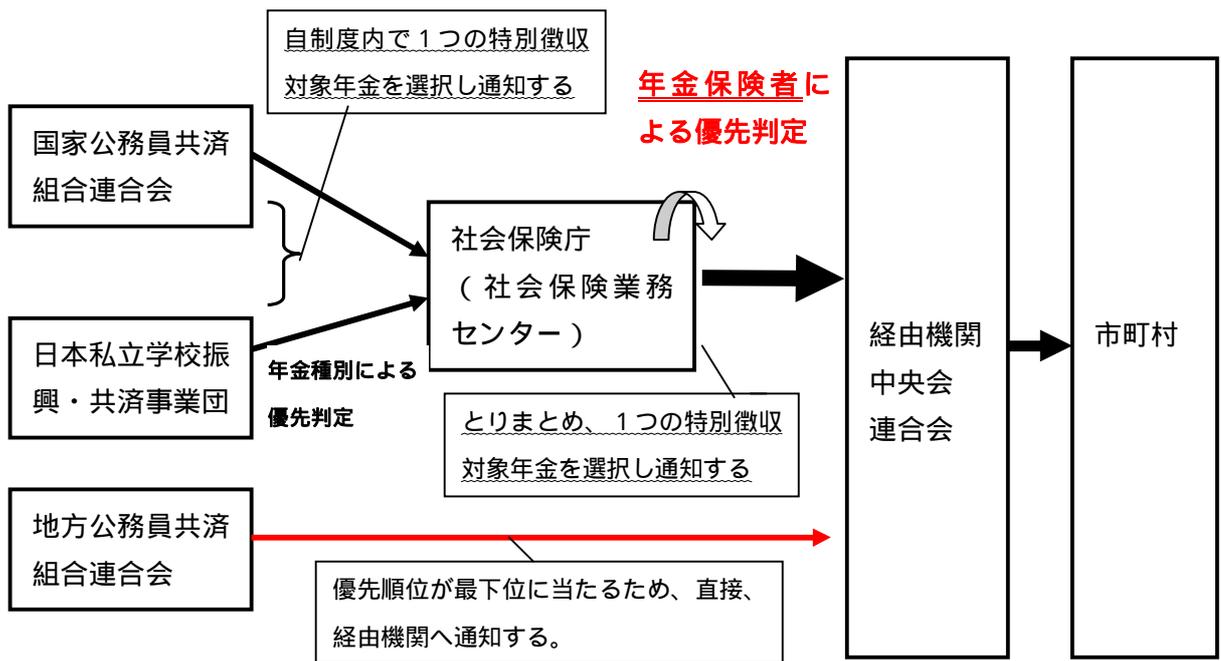
各年金保険者において、支給する特別徴収対象年金から、【年金種別による優先順位】に従い1つの特別徴収対象年金を選択する。

各年金保険者（国共済、私学共済）は、上記で選択した1つの特別徴収対象年金について、社会保険庁へ通知する。

社会保険庁は、各年金保険者から通知を受けた者について、【年金保険者による優先順位】に従い1つの特別徴収対象年金を選択し、経由機関へ通知する。

地方公務員共済組合連合会は、選択した1つの特別徴収対象年金について、直接、経由機関へ通知する。

経由機関は社会保険庁及び地方公務員共済組合連合会から通知された特別徴収対象年金について、市町村へ通知する。



この場合には、社会保険庁が支給する年金を優先するため、遺族年金が退職年金（共済）より優先されるケースも発生する。

(例)

{	社会保険庁	遺族厚生年金	1 / 2 支給	優先
	共済	退職年金	全額支給	×

・特別徴収・年次処理

1. 年金保険者と市町村との特別徴収対象者に係るデータ授受
 - (1) データの作成単位
市町村単位に作成する。(介護保険も市町村単位で作成)
 - (2) データの収録方法
介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度のデータを同一媒体に収録する。
 - (3) データの授受方法
年金保険者とのデータ授受に際しては、経由機関(国保中央会、国保連)を通じて行うこととし、市町村の窓口は一本化する。経由機関と市町村とのデータ授受は、オンライン又は媒体を利用して行う。
 - (4) データの送付先
介護の保険者と国保の保険者又は介護の保険者と後期高齢者医療の徴収権限者が異なる場合は、介護の保険者へのみ送付する。(例えば、介護のみが住所地特例の対象となる場合等)
上記(1)～(4)は、後述する月次処理、制度導入時においても共通

2. 年金保険者における対象者の抽出方法(年次処理)
 - (1) 抽出時期
4月
 - (2) 抽出対象者
介護保険
4月1日現在において、65歳以上の者であって特別徴収の対象となる年金(年額18万円以上)を受給している者
国民健康保険
4月1日現在において、65歳以上75歳未満の者であって特別徴収の対象となる年金(年額18万円以上)を受給している者
後期高齢者医療制度
4月1日現在において、65歳以上の者であって特別徴収の対象となる年金(年額18万円以上)を受給している者

3. 年金保険者における保険料(税)の徴収方法
 - (1) 徴収時期
本徴収
10月、12月、2月の年金定期支払時
仮徴収
4月、6月、8月の年金定期支払時

(2) 徴収額

本徴収

市町村からの当初依頼額

仮徴収

基本的には2月の本徴収額と同額とするが、6月分及び8月分については、市町村の依頼により各制度の徴収額の変更（引き上げ・引き下げ）を可能とする。

抽出時期	市町村への通知	年金保険者への依頼	特別徴収の開始時期
4月	5月31日まで	7月31日まで	10月

4. 特別徴収対象被保険者への通知

(1) 介護保険者、国保保険者及び後期高齢者医療徴収権限者

特別徴収対象被保険者に対し、年金の支払期毎に特別徴収される保険料(税)の額（以下「支払回数割保険料(税)額」という）を通知する。（年金の支払期毎に送付する必要はない。）

(2) 年金保険者

特別徴収対象被保険者に対し、介護、国保及び後期高齢者医療の支払回数割保険料（税）額を通知する（年金振込通知書）。

・特別徴収・月次処理

1. 年金保険者における対象者の抽出方法

(1) 抽出時期

6月、8月、10月、12月、2月

(2) 抽出対象者

介護保険

- ア．65歳前から特別徴収の対象となる年金を受給していた者が、65歳に到達した場合
- イ．65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給していた者が、65歳到達により老齢基礎・厚生年金の裁定が行われた場合（特別支給の老齢厚生年金は失権）
- ウ．65歳以上の者が、新規裁定により特別徴収の対象となる年金の受給者になった場合
- エ．年金受給者からの「住所変更届」により、住所変更処理が行われた者のうち、住所地市町村（市町村コード）に変更のあった者

国民健康保険

- ア．65歳前から特別徴収の対象となる年金を受給していた者が、65歳に到達した場合
- イ．65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給していた者が、65歳到達により老齢基礎・厚生年金の裁定が行われた場合（特別支給の老齢厚生年金は失権）
- ウ．65歳以上75歳未満の者が、新規裁定により特別徴収の対象となる年金の受給者になった場合
- エ．65歳以上75歳未満の年金受給者からの「住所変更届」により、住所変更処理が行われた者のうち、住所地市町村（市町村コード）に変更のあった者

後期高齢者医療制度

- ア．75歳前から特別徴収の対象となる年金を受給していた者が、75歳に到達した場合
- イ．65歳前から特別徴収の対象となる年金を受給していた者が、65歳に到達した場合
- ウ．65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給していた者が、65歳到達により老齢基礎・厚生年金の裁定が行われた場合（特別支給の老齢厚生年金は失権）
- エ．65歳以上の者が、新規裁定により特別徴収の対象となる年金の受給者になった場合

オ．年金受給者からの「住所変更届」により、住所変更処理が行われた者のうち、住所地市町村（市町村コード）に変更のあった者

2．年金保険者における保険料(税)の徴収方法

月次処理により特定した特別徴収の対象者については、以下のとおり特別徴収を開始する。（現行の社会保険庁分）

抽出時期	市町村への通知	年金保険者への依頼	特別徴収の開始時期
6月	8月10日まで	10月20日まで (2月20日まで)	12月 (4月)
8月	10月10日まで	12月20日まで (2月20日まで)	2月 (4月)
10月	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月	4月10日まで	6月20日まで	8月

6月、8月抽出者は、市町村の判断で開始時期の選択を可能とする。

（開始時期を4月とする場合は、カッコ内スケジュールとなる。）

ただし、同一時期の通知に係る介護と国保又は介護と後期高齢の特別徴収開始時期は同時期とする。

・特別徴収・制度導入時

1．年金保険者における対象者の抽出方法

(1) 抽出時期

19年10月

(2) 抽出対象者

国民健康保険

20年4月1日時点において65歳以上75歳未満の者であって、19年10月時点において特別徴収の対象となる年金を受給している者

後期高齢者医療制度

20年4月1日時点において、65歳以上の者であって、19年10月時点において特別徴収の対象となる年金を受給している者

2．年金保険者における保険料(税)の徴収方法

(1) 徴収時期(仮徴収)

20年4月、6月、8月の定期支払時

(2) 徴収額

市町村からの当初依頼額

・特別徴収・特別徴収結果

1. 特別徴収処理結果の通知

(1) 通知時期（年金保険者 市町村）

年金定期支払月の翌月（年6回）

(2) 通知内容

介護・国保・後期高齢の特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険料(税)額を徴収できた場合は徴収できた旨、徴収できなかった場合は徴収できなかった旨を通知

2. 年金額減額の場合の対応

(1) 減額後も、介護と国保又は介護と後期高齢の支払回数割保険料(税)額の合算額を徴収できる場合

(介護 + 国保、介護 + 後期高齢 > 支払期ごとの年金額)

介護と国保又は介護と後期高齢の保険料(税)の特別徴収を継続する。

(2) 減額により、介護と国保又は介護と後期高齢の支払回数割保険料(税)額の合算額は徴収できないが、介護の支払回数割保険料(税)額は徴収できる場合

(介護 + 国保、介護 + 後期高齢 > 支払期ごとの年金額)かつ(介護支払期毎の年金額)

介護保険の保険料は特別徴収を継続し、国保又は後期高齢の保険料(税)の特別徴収は中止する。(介護は徴収できた旨、国保又は後期高齢は徴収できなかった旨を通知する。)

(3) 減額により、いずれの支払回数割保険料(税)額の特別徴収もできない場合

(介護、国保、後期高齢 > 支払期ごとの年金額)

当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収はすべて中止する。

* 上記取扱いの際は、市町村において年金受給額の変更を把握することができないため、介護と国保又は介護と後期高齢の保険料合算額が、年金受給額の1/2を超えるかの判定は行わない。

・特別徴収・市町村からの通知

資格喪失や仮徴収額の変更、住所地特例に係る保険者（市町村）からの通知は、毎月20日までに年金保険者へ通知する。

1. 資格喪失等手続き

(1) 通知時期（市町村 年金保険者）

毎月20日まで

(2) 通知対象

介護保険

- ア．特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合
- イ．特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が当該年度中に減額されたとき
- ウ．特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が当該年度中に増額された場合であって、市町村が既に特別徴収の方法により徴収された保険料額の残額すべてについて普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたととき
- エ．災害その他特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について、特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めたととき

国民健康保険

- ア．特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合
- イ．特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料(税)額が当該年度中に減額されたとき
- ウ．特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料(税)額が当該年度中に増額された場合であって、市町村が既に特別徴収の方法により徴収された保険料(税)額の残額すべてについて普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたととき
- エ．災害その他特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収の方法により保険料(税)を徴収することが適当でないと市町村が認めたととき
- オ．他市町村へ住所変更をした場合に、国保では住所地特例が適用されるが、介護保険では住所地特例が適用されないとき（国保のみで特別徴収はしないという整理に基づくもの）
- カ．介護保険が適用除外となったとき（国保のみで特別徴収はしないという整理に基づくもの）

後期高齢者医療制度

- ア．特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合
- イ．特別徴収対象被保険者に係る保険料額が当該年度中に減額されたとき
- ウ．特別徴収対象被保険者に係る保険料額が当該年度中に増額された場合であって、市町村が既に特別徴収の方法により徴収された額の残額すべてについて普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたととき
- エ．災害その他特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めたととき
- オ．特別徴収対象被保険者が、広域連合の区域内の異動であって市町村の区域を越える住所の異動をしたとき。
- カ．他市町村へ住所変更をした場合に、後期高齢者医療制度では住所地特例が適用されるが、介護保険では住所地特例が適用されないとき（後期高齢者医療のみで特別徴収はしないという整理に基づくもの）
- キ．介護保険が適用除外となったとき（後期高齢者医療のみで特別徴収はしないという整理に基づくもの）

2．仮徴収額の変更

(1) 通知時期（市町村 年金保険者）

4月20日まで（6月、8月年金支払時における仮徴収額変更）

5月20日まで }
6月20日まで }（8月年金支払時における仮徴収額変更）

4月の仮徴収額変更通知は、6月、8月仮徴収額を同額で変更するもの。

(2) 対象者

6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料(税)額（見込額）が適当でないと市町村が認めた特別徴収対象被保険者

* 仮徴収額変更の際は、市町村において、介護と国保又は介護と後期高齢の保険料合算額が、年金受給額の1/2を超えるかの判定は行わない。（市町村では年金受給額を確認することができないため）

3. 住所地特例

(1) 通知時期（市町村 年金保険者）

毎月20日まで

(2) 対象者

介護保険

介護保険法に規定する住所地特例対象施設へ入所した者

国民健康保険

国民健康保険法に規定する住所地特例対象施設へ入所した者

後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に規定する住所地特例対象施設へ入所した者

【75歳到達時における国保特別徴収事務処理等について】

国民健康保険の被保険者は、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳に到達すると必ず資格喪失することになる。そのため、75歳に到達する年度分の保険料(税)は、誕生月の前月分までの保険料(税)額を算定の上、賦課することになる。

特別徴収を行っている被保険者については、年度途中で特別徴収の中止の通知を各保険者から年金保険者あてに行うことになるが、本徴収期間(10、12、2月)に一回でも特別徴収ができる者については、当該年度分の保険料(税)を過不足無く徴収できる一方、本徴収が行われない者については、仮徴収額による暫定的な賦課しかできないため、当該年度の保険料(税)額確定後に過不足分の精算をすることが必要になる。

また、特別徴収を行っている被保険者で、例えば、10月20日に75歳に到達する者については、10月の年金支払で国保としての最後の特別徴収が行われる一方、後期高齢者医療制度では10月からの月割りとして保険料を算定、徴収することとなるので、被保険者が国保と後期高齢の両方とも徴収されると勘違いし、問い合わせやトラブルが増えるケースが想定される。

そこで、75歳到達年度における特別徴収については、下記の対応方針2案のうち、それぞれのメリット、デメリットなどを踏まえた上で、保険者においていずれかを選択することを可能とする。

75歳到達年度は特別徴収をせず、普通徴収とする。

(メリット)

- ・最後の特別徴収月と後期高齢の被保険者資格取得月が重なった場合の被保険者からの問い合わせ等についての懸念は無くなる。
- ・75歳に到達する者に係る特別徴収中止の依頼を、当該年度分一括で通知することが可能。(例：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に75歳に到達する者に係る特別徴収中止の連絡については、平成21年2月20日までに年金保険者へ一括で通知することになる。)

(デメリット)

- ・前年度まで特別徴収だった者が75歳到達年度だけ普通徴収に戻ることに伴って、被保険者からの苦情、問い合わせ等が多数寄せられることが予想され

る。

- ・ 75 歳到達年度だけ普通徴収になることで、被保険者の方の納め忘れや不払い件数が増える可能性がある。

75 歳喪失時まで特別徴収を続ける。

(メリット)

- ・ 資格喪失の直前まで特別徴収をすることにより、年度分の保険料(税)額をほぼ全額徴収することが可能。

(デメリット)

- ・ 最後の特別徴収月と後期高齢の被保険者資格取得月が重なった場合の被保険者からの問い合わせが多数寄せられることが想定される。
- ・ 年度分の確定保険料(税)が決定する前に資格喪失した場合は、過徴収分の還付事務や不足分の徴収事務を行う必要が生じる。
- ・ 75 歳到達者に係る特別徴収中止の通知について、到達日毎に年金保険者への通知の締め切りが異なることになり、事務上煩雑になる。

以下、 の特別徴収を行うとした場合の具体的な対応方針や問題点等を整理する。

1 . 本徴収期間 (10 月の年金支払日 ~ 翌年 3/31) 中に 75 歳に到達する場合

本徴収額は、当該年度分の確定保険料(税)額から仮徴収済みの金額を控除した額を、10/1~3/31 までの年金支払回数で除した額となる。

(年金支払回数の考え方)

年金支払回数は、資格喪失日前日までに支給される年金を対象とする。国保の資格喪失日は 75 歳の誕生日の翌日となるため、誕生日までに支払われる年金は支払回数に含まれることになる。具体的に、年金支払回数は以下のとおり。

10 月の年金支払日から 12 月の年金支払日の前日までに生まれた者・・・1 回
12 月の年金支払日から 2 月の年金支払日の前日までに生まれた者・・・2 回
2 月の年金支払日から 3 月 31 日までに生まれた者・・・3 回

(メリット)

- ・ 本徴収額は、当該年度分の確定保険料(税)額によって算定することとなるため、

過不足が生じない。

(デメリット)

- ・最後の特別徴収月と後期高齢の被保険者資格取得月が重なった場合の被保険者からの問い合わせが多数寄せられることが想定される。
- ・年金支払回数が個人毎に異なることになるため、市町村の保険料(税)賦課システムのプログラムが複雑になる。

2 . 仮徴収期間 (4/1 ~ 10 月年金支払日の前日) 中に 75 歳に到達する場合

国保の保険料(税)は、前年所得の額に応じて所得割を課すため、保険料(税)の賦課期日は 4 月 1 日となっているものの、ほとんどの市町村において、確定賦課ができるのは前年所得確定後の 6 月 1 日以降となり、それまでの期間は暫定賦課として、前年の最後の納期分の保険料(税)額と同額を徴収することを可能としている。

特別徴収においては、4、6、8 月の年金支払時に当該年度分の保険料(税)額を仮徴収することとしており、その額は前年度 2 月の年金支払時における本徴収額と同額とするとしている。

その結果、仮徴収期間中に 75 歳に到達し、国保被保険者としての資格を喪失する場合、当該年度分の保険料(税)額確定後に、あらためて還付若しくは不足分徴収をおこなうことになる。(これは、特別徴収固有の問題ではなく、普通徴収の場合でも生じる問題である。)

問題は、暫定賦課時に 75 歳到達する場合の調整方法であるが、仮徴収期間で保険料(税)を過不足無く徴収することは事実上不可能である。

よって、対応方針としては、還付を前提で保険料(税)を資格喪失時まで特別徴収し、少額の差額徴収などでコストに見合わない徴収事務が不要となるよう、

5 月 1 日から 6 月の年金支払日の前日までに 75 歳に到達する者については、6 月の特別徴収額に、

6 月の年金支払日から 10 月の年金支払日の前日までに 75 歳に到達する者については、8 月の特別徴収額に、

徴収不足になるとと思われる金額を見込みで算出し、それぞれの年金支払時に上乗せ徴収することも可能とする。

(メリット)

- ・徴収不足分をあらかじめ見込んで徴収することで、少額な差額を普通徴収にかかる事務コストが減る。

(デメリット)

- ・過不足のない徴収ができないため、ほとんどが還付や追加徴収となり、その事務コストがかかる。
- ・保険料(税)の過徴収について、被保険者の理解が得られるかが疑問。問い合わせや苦情が寄せられることが懸念される。

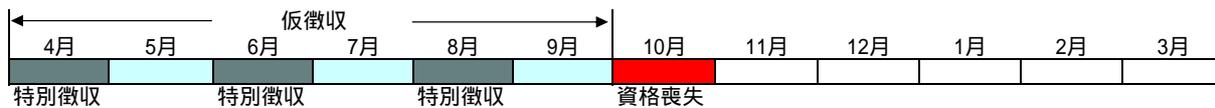
* 現行の介護保険制度では、被保険者の死亡時(年間約80万件)に還付や不足分徴収を現状として行っているため、国保においても介護の事務処理要領にならうことで対応は可能と思われる。

* 還付金が発生した場合、それを後期高齢者医療制度における保険料分として充当することができるかという論点がある(国保保険料(税)の滞納が無い場合)が、現状、還付は本人からの請求に基づき処理を行っており、それを職権で自由に相殺できるとするのは、徴収事務に混乱を生じさせるばかりでなく、被保険者にも不利益を与えかねないおそれがあるため、行うべきではない。

ただし、還付金について、それを後期高齢者医療制度における保険料分として充当することを本人が同意した場合は、還付金を後期高齢者医療担当課を受取人として支払うことは可能と考える。

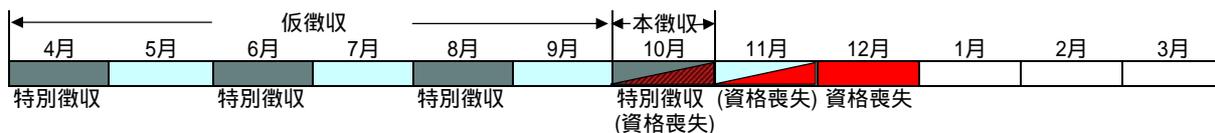
75歳到達年度における特別徴収処理及び資格喪失処理スケジュールについて(本徴収)

【10/1～10月年金支払日の前日生まれの被保険者】・・・支払回数割 0回



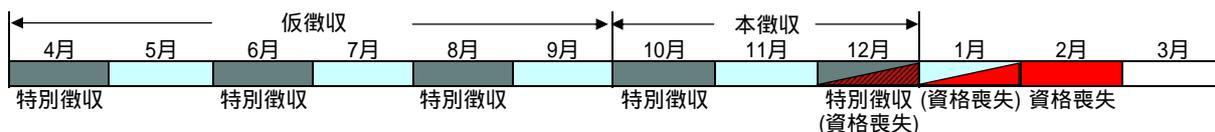
- * 本徴収は無し(10月は特別徴収しない)。
- * 特別徴収の中止については、6月21日以降8月20日までに年金保険者へ通知する必要あり。
- * 確定保険料額 - 仮徴収額で徴収不足となった際は、8月の仮徴収額を見込みで増額変更し、還付になる状態とする。

【10月年金支払日～12月年金支払日の前日生まれの被保険者】・・・支払回数割 1回



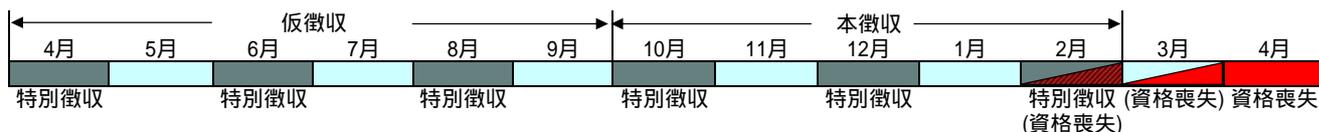
- * 10月の特別徴収では、当該年度分保険料額から仮徴収済額を控除した額を徴収。
- * 特別徴収の中止については、8月21日以降10月20日までに年金保険者へ通知する必要あり。

【12月年金支払日～2月年金支払日の前日生まれの被保険者】・・・支払回数割 2回



- * 10、12月の特別徴収では、当該年度分保険料額から仮徴収済額を控除した額を2分割してそれぞれ徴収。
- * 特別徴収の中止については、10月21日以降12月20日までに年金保険者へ通知する必要あり。

【2月年金支払日～3/31生まれの被保険者】・・・支払回数割 3回



- * 10、12、2月の特別徴収では、当該年度分保険料額から仮徴収済額を控除した額を3分割してそれぞれ徴収。
- * 特別徴収の中止については、12月21日以降2月20日までに年金保険者へ通知する必要あり。

(問題点)

年金支払回数の設定が詳細なため、市町村において複雑なシステム改修が必要になるとされる。